

## 自己資本の構成に関する開示事項(平成30年3月末)

## 1. 連結自己資本比率

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末	経過措置による 不算入額	
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	175,627	168,380		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	46,322	43,901		
2	うち、利益剰余金の額	134,213	128,758		
1c	うち、自己株式の額(△)	4,167	3,614		
26	うち、社外流出予定額(△)	741	665		
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-		
1b	普通株式に係る新株予約権の額	123	102		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	59,501	43,230	10,807	
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-		
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		517		
	うち、非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		517		
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	235,252	212,229		
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,360	1,129	282	
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,360	1,129	282	
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	
11	繰延ヘッジ損益の額	-	△ 0	△ 0	
12	適格引当金不足額	-	-	-	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
15	退職給付に係る資産の額	8,375	6,115	1,528	
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されているものを除く。)の額	0	-	-	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
27	その他Tier1資本不足額	-	-		
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,736	7,244		
<b>普通株式等Tier1資本</b>					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	225,516	204,984		
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	104	1,525		
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-		
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-		
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-		
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		-		
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	104	1,525		
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		-		
42	Tier2資本不足額	-	-		
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-		
<b>その他Tier1資本</b>					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	104	1,525		
<b>Tier1資本</b>					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	225,620	206,510		

Tier2資本に係る基礎項目				
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-	-
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		-	-
	Tier2資本調達手段に係る負債の額		20,000	10,000
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		-	-
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額		20	290
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		-	-
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額		-	-
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		6,113	6,906
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		6,113	6,906
50b	うち、適格引当金Tier2算入額		-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		-	7,025
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		-	7,025
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		26,134	24,222
Tier2資本に係る調整項目				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額		-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		-	-
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		-	-
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		-	-
Tier2資本				
58	Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)		26,134	24,222
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)		251,755	230,733
リスク・アセット				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額		-	1,811
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	282
	うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	1,528
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)		1,991,835	1,896,734
連結自己資本比率				
61	連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))		11.32%	10.80%
62	連結Tier1比率((ト)/(ヲ))		11.32%	10.88%
63	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))		12.63%	12.16%
調整項目に係る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		18,263	20,821
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		11	11
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額		6,113	6,906
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		24,030	22,801
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		-	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		-	-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		-	-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-

(注)経過措置により前期末(平成29年3月末)は附則別紙様式、当期末(平成30年3月末)は別紙様式により記載しております。

2. 単体自己資本比率

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末	経過措置による 不算入額	
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	166,659	162,700		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	43,736	43,736		
2	うち、利益剰余金の額	127,747	123,240		
1c	うち、自己株式の額(△)	4,167	3,614		
26	うち、社外流出予定額(△)	657	662		
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-		
1b	普通株式に係る新株予約権の額	123	102		
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	59,268	43,582	10,895	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	226,051	206,385		
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,218	1,005	251	
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,218	1,005	251	
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	
11	繰延ヘッジ損益の額	-	△ 0	△ 0	
12	適格引当金不足額	-	-	-	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
15	前払年金費用の額	7,971	6,216	1,554	
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されているものを除く。)の額	0	-	-	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
27	その他Tier1資本不足額	-	-	-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,189	7,221		
<b>普通株式等Tier1資本</b>					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	216,861	199,163		
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-		
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	-		
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			-	
42	Tier2資本不足額	-	-	-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-		
<b>その他Tier1資本</b>					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	-	-		
<b>Tier1資本</b>					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	216,861	199,163		

Tier2資本に係る基礎項目				
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-	-
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		-	-
	Tier2資本調達手段に係る負債の額		20,000	10,000
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		-	-
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		5,679	6,443
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		5,679	6,443
50b	うち、適格引当金Tier2算入額		-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		-	7,024
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		-	7,024
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		25,679	23,467
Tier2資本に係る調整項目				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額		-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		-	-
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		-	-
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		-	-
Tier2資本				
58	Tier2資本の額((チ)-(リ))	(ヌ)	25,679	23,467
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))	(ル)	242,541	222,631
リスク・アセット				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額		-	1,805
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	251
	うち、前払年金費用の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	1,554
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)		1,947,886	1,853,847
自己資本比率				
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))		11.13%	10.74%
62	Tier1比率((ト)/(ヲ))		11.13%	10.74%
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))		12.45%	12.00%
調整項目に係る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		18,219	20,778
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		-	-
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額		5,679	6,443
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		23,549	22,334
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		-	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		-	-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		-	-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-

(注)経過措置により前期末(平成29年3月末)は附則別紙様式、当期末(平成30年3月末)は別紙様式により記載しております。